|  |  |
| --- | --- |
| 判断基準 | 添付資料 |
| （１） | A：「千葉県介護サービス情報公表システム」等におけるサービスごとの事業者一覧を印刷したもの。 |
| （２）・（３） | 添付書類なし。件数の根拠等を事業所において整理しておいてください（実地指導等で提示を求める場合があります）。 |
| （４）ア | A：ISO認証を証明する文書の写し。* 当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がない場合は、それがわかる書類の写しが必要です）。
 |
| （４）イ | A：福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内のものに限る）の写し。※　当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。 |
| （４）ウ | A：介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し。 |
| （５）ア① | A：通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）B：上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |
| （５）ア② | A：夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）B：上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |
| （５）ア③ | A：要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）B：要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を対象とした計画を除いた再計算書（別添２）* 要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を確認できる資料を後日個別に求める場合があります。
 |
| （５）イ | A：時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）B：上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |
| （５）ウ① | A：当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書（別添３）※「利用者の解決すべき課題等」及び「当該事業所に期待する効果等」欄については記載不要です。B：上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」（別添４）C：上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）D：上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）* 地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、後日個別に求める場合があります。
 |
| （５）ウ② | A：支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書（別添５）* 平成１２年３月３１日以前からの利用者については、上記にかわるものとして当時のケアプランの写し

B：上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）C：上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）* 市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際の経緯の詳細等を後日個別に聴取する場合があります。
 |